

後見支援預金特約

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の後見支援預金特約（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

第1条（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者としします。

第2条（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとしします。

第3条（取引の方法）

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第4条（振込等）

この預金口座からの家庭裁判所の指示書による定期送金以外の自動振替および振込はできません。

第5条（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

第6条（ATM利用）

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

第7条（手数料）

- (1) この預金を開設するときには、当金庫所定の「口座開設手数料」をお支払いいただきます。また、口座開設日の翌年以降、入出金の有無にかかわらず、当金庫所定の「口座管理手数料」をお支払いいただきます。なお、その他の諸手数料については、取引の内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
- (2) 「口座開設手数料」および「口座管理手数料」は、お客様に事前に通知することなく、変更する場合があります。
- (3) 「口座開設手数料」および「口座管理手数料」は、通帳および預金払戻請求書の提出を受けることなく、口座開設手数料については口座開設時に、口座管理手数料については口座開設日の属する月の翌月を基準月として1年後の応当月の15日（毎年同日で、休業日の場合は翌営業日）に、本預金から自動的に引き落とし、当金庫から事前の通知ならびに領収書等の発行はいたしません。なお、引き落としできなかったときは、当金庫からお客様へ通知がありしだい直ちにお支払いください。
- (4) この預金を解約した場合でも、手数料の返戻はいたしません。

第8条（死亡時等の取扱い）

成年被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続きあるいは口座解約手続等が必要となります。

第9条（適用条項）

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとしします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとしします。

(3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

第10条 (特約の変更)

(1) 当金庫は、本特約の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。

(2) 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

(3) 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第11条 (準拠法・裁判管轄)

この特約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

令和6年6月1日現在

いちい信用金庫